**平成２２年（フ）第２４３号**
宮城県大崎市古川中里３丁目９番26号、従前の住所宮城県大崎市古川稲葉四丁目20番39号
債務者　木村千代吉
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第２５２号**
宮城県加美郡加美町字一本杉514番地１、従前の住所宮城県大崎市古川栄町２番36号　サンコーポ201号
債務者　加藤　猛一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１２７号**
石川県加賀市潮津町リ11番地１　第２かるみコーポ６号室、従前の住所福井県福井市本堂町第67号16番地
債務者　籔中久美子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第３９３号**
福井市日光２丁目２番１号
債務者　三好　浩幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２４７号**
長野市松代町松代541番地
債務者　富岡　茂一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４１０号**
兵庫県伊丹市西野７丁目３番地１マイシティ武庫川レックスマンションＢ―912号
債務者　吉田　祐子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第４４１号**
兵庫県宝塚市栄町３－５－２―203、住民票上の住所三重県伊賀市生琉里3117番地の８
債務者　一森　建二
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第４５７号**
兵庫県伊丹市鋳物師４丁目87番地１クレールⅢ403号
債務者　岩本　　望
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第７８０号**
兵庫県尼崎市立花町４丁目６番28号　クレセール205号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目49番22号　ハイヴァリー南塚口101号
債務者　有田　　学
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８５６号**
兵庫県尼崎市常松１丁目15番18―105号、前住所兵庫県西宮市名塩赤坂３番28号
債務者　眞殿　正実
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９１５号**
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目14番３号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番30―501号
債務者　富久かおる
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９４４号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―505号
債務者　吉田　利治
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９７０号**
兵庫県尼崎市高田町18番８号
債務者　上田　玲雄
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４５３号**
徳島市鮎喰町２丁目55番地の31
債務者　三石　美香
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４５９号**
徳島県小松島市立江町字松本43番地の２　促進住宅１―107
債務者　神近美代子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４０２号**
福岡県久留米市東町１番地34　エスペランサ壱番館505号
債務者　志水　　洋
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第３０７号**
福島県郡山市桑野２丁目21番20号　アクティー桑野Ａ―209号
債務者　根本　和永
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第１２４４号**
神戸市兵庫区荒田町２丁目20番1311号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目18番10号
債務者　山西　喜代
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部